

広島市告示（東区）第90号

令和 7年 10月 2日

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示します。

広島市長 松井 一實

道路の種類	路線名	区 間
市 道	東5区 常盤橋 若草線	広島市東区二葉の里三丁目4番地先から 広島市東区二葉の里三丁目3番地先まで (の上り線)